

“喜多方地域における
集落営農の推進の成果”
(品目横断的経営安定対策加入者
数に最大の結果が出る！！)
喜多方農業普及所 岩渕 幸治



1 集落営農推進体制

(1) 喜多方地域集落営農推進協議会

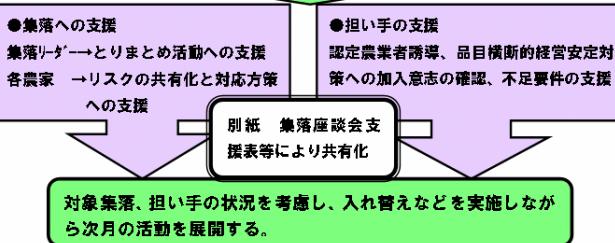
平成19年度は図1により集落と担い手への2本柱とした支援活動をしている。各地域担い手育成総合支援協議会（喜多方市は支所単位）を窓口とし、月1回程度の会議を持ち関係機関・団体で対象を明確にしてP D C Aのサイクルをもって支援している。

図1 各地域担い手育成総合支援協議会を窓口とした活動

各地域担い手育成総合支援協議会（又は各地区農業経営改善支援センター）が、窓口（関係機関等への連絡等）となり、各月の第6半旬を目安に、関係機関のチーム員による打ち合わせ（集落、担い手への支援に対する経過、課題、次月に向けた支援 等）を行い、進行管理を実施する。

喜多方市担い手育成マネージャー会議を連動

1ヶ月を単位とし、各チームによる活動を基本とし、担当する集落（2～3集落程度）及び担い手（前述集落数に対応した数）への支援活動を展開する。



(2) 喜多方市担い手育成マネージャーの設置

喜多方市では、平成18年より経営改善支援事業（県単）を活用し5名のマネージャーを設置（旧市町村に各1名）した。マネージャー、喜多方市本所、JA会津いいで農業対策課、当所の関係機関による打合せ会を原則週1回実施し、図1の活動と連動して集落、担い手への支援を強化した活動を展開している。

2 活動の成果

(1) 農用地利用改善団体の育成

現在までの団体設立集落は表1のとおりとなっている。昨年度から今年度に入り集落営農の考えが理解され、各集落での設立がようやく増えてきたところである。

表1

農用地利用改善団体の設立集落名

市町村名	18年7月末	19年7月末
喜多方市	大木	渋井、天井沢、下岩崎 鷺田、赤崎林 大木、上遠田、柴城、 台、赤星、宮ノ目、西鎧召 上林、宮古 東羽賀、田中
北塙原村		樟
西会津町		下小島、出戸

(2) 担い手の育成

表1で特に東羽賀集落では担い手として東羽賀農作業受託組合を設立し、特定農業団体と位置づけ、品目横断等の制度も積極的に活用している。

J A グループ福島県域営農センター・福島県水田農業産地づくり対策等推進会議

（福島市飯坂町平野字三枚長1-1 Tel 024-554-3072 Fax 024-554-6022）

また、認定農業者への誘導も管内37名（3月末）から393名（7月末）へ増加した。特に喜多方市ではマネージャーの推進活動もあり増加が著しかった。



喜多方市初の特定農用地利用規程の認証

（3）品目横断的経営安定対策への加入推進

水稻での加入は今年初めて行われたわけであるが、喜多方市ではマネージャーの推進活動が積極的に実施された結果、県内市町村で最も多く加入者が確保される結果となった。

3 今後の活動

（1）改善団体活動のステップアップ

改善団体の活動を活性化し、担い手育成の取り組みと連動させるため改善団体の代表とその担い手を対象とした先進地研修を今年度始めて開催した。

改善団体別の活動をこれらの研修会や制度等の有効活用により支援し、「農地利用」に視点を置いた農用地の有効活用支援により担い手を育成する。



先進地研修（7/31）で南相馬市の下浦営農組合へ

（2）個別経営体、営農組織の育成

担い手として個別経営体の育成はもとより、今後の高齢化等に対応した営農組織育成が急務である。喜多方市では単独で集落営農組織等育成のための事業も用意しており、意欲の高い地区を設定して特定農業団体や特定農業法人の育成をする。

平成20年より「所有から利用」に主眼を置いた農地政策の大転換が予定されている。改善団体、認定農業者、集落営農組織がステップアップ出来るよう新たな制度の積極的活用に向けてもマネージャー、関係機関、団体で一体となって取り組んでいきたい。

